ACSES ニュースレター_２２８３号（2022 年 3 月 23 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇デンカ青梅工場で火災　１人が軽傷〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第 67 号）〈官報〉
・悪質自転車、対策強化へ　全国で集中取り締まり〈Web報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・津波死「8 割減」へ提言　日本・千島海溝の巨大地震対策〈Web 報道〉／防寒具や燃料など備蓄を　日本海溝・千島海溝地震報告書〈新聞報道〉／千島・日本海溝　巨大地震対策報告書公表　死者８割減へ防災対策強化を、「臨時情報」は見送り〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 37 号）〈官報〉
◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 38 号）〈官報〉
◇省庁発表
[3] 廃棄物関係
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 31 号）〈官報〉
◇油脂分解能力高い新種細菌　廃水処理装置を商品化　福井県立大と企業〈新聞報道〉
[4] 温暖化対策関係
◇脱炭素、42 都道府県が新事業　住宅の省エネや EV 普及〈Web 報道〉
[5] 環境安全関係
◇（仮称）山形県飽海郡遊佐町沖着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について（令和３年度）〈環境省〉
[6] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　２件
[7] その他省庁発表
◇電力需給ひっ迫警報〈経済産業省〉
◇日本産業規格(JIS)を制定・改正しました〈経済産業省〉
◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 18 号）
◇大学院設置基準等の一部を改正する省令（文部科学省令第６号）
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　17 件　　[開催記録、報告、資料等]　２件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　　◇その他：１件
[付録]

木五倍子、木付子（キブシ）

◇療養費の改定等について〈厚生労働省〉／政令：１件／告示：５件〈厚生労働省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇デンカ青梅工場で火災　１人が軽傷

＜BSN 新潟放送　2022 年 3 月 20 日＞　https://www.ohbsn.com/news/detail/kennai20220320_18059379.php

糸魚川市のデンカ田海工場で２０日、火事があり作業中だった２０代男性が手にやけどを負う軽傷を負いました。火事があったのは糸魚川市のデンカ田海工場敷地内の作業小屋です。２０日午前９時半すぎ「工場内でドラム缶が燃えている」と従業員から１１９番通報がありました。警察などによりますと、火はおよそ３０分後に消し止められ、小屋で作業をしていた２０代の男性従業員が糸魚川市内の病院に運ばれました。男性は手にやけどを負う軽傷で命に別条はありません。警察は火事の原因などを調べています。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第 67 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 18 日　本紙　第 597 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220318/20220318h00697/20220318h006970002f.html

あらまし

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第 67 号）（文部科学省）

１　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

２　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 4 年 3 月 18 日

内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 67 号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改め、同項第四号中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣　　末松　信介
内閣総理大臣　　岸田　文雄

・悪質自転車、対策強化へ　全国で集中取り締まり
＜共同通信　2022 年 3 月 20 日＞　https://nordot.app/878247145297149952?c=39546741839462401
　自転車の交通ルール違反に歯止めをかけるため、全国の警察が、悪質・危険な走行が問題になっているような「自転車指導啓発重点地区・路線」を選定し、各都道府県警のホームページ（HP）で地域住民に周知した上で、集中的に取り締まりに乗り出すことが 20 日、分かった。
　自転車について重点地区を全国で公表し取り締まるのは初めて。各警察本部は毎月、一斉の集中取り締まり日を 1 日以上設け、悪質違反には積極的に交通切符（赤切符）を活用する。警察庁が同日までに指示した。
　健康志向やブームで自転車利用者が増えるのに伴い、交通マナーの悪化を指摘する声も強まり、対策が急務となっている。

□*大災害、原発事故対策*
[大震災対策]

・津波死「8 割減」へ提言　日本・千島海溝の巨大地震対策
＜共同通信　2022 年 3 月 22 日＞　https://nordot.app/878796243926745088?c=39546741839462401
　政府の中央防災会議の作業部会は 22 日、北海道・東北の太平洋沿岸にある日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の報告書を公表した。迅速な避難の徹底などで、死者を 8 割減らせると強調。積雪による避難の遅れや、寒さによる体調悪化など、寒冷地特有の課題への対策強化を求めた。前震の可能性がある揺れの観測時に事前避難を呼び掛ける仕組みも検討したが、現状では住民への注意喚起にとどめるのが適切だとした。
　政府は昨年 12 月、日本海溝・千島海溝地震の被害想定を公表。マグニチュード 9 級の巨大地震で北海道や岩手県の一部に高さ 30m に迫る津波が到来し、最大 19 万 9 千人が死亡するとした。

・防寒具や燃料など備蓄を　日本海溝・千島海溝地震報告書
＜日経新聞　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE17CB90X10C22A3000000/
内閣府の有識者検討会は 22 日、日本海溝・千島海溝地震の被害を軽減するための対策をまとめた報告書を公表した。早期避難などで死者は最大 8 割減らせると指摘。寒冷地では被災者の低体温症を防ぐため暖房器具や防寒具などの備蓄を求めた。停電リスクを踏まえ、非常用電源や燃料の確保も欠かせず、自治体の減災対策強化が求められる。
二之湯智防災相は 22 日の閣議後の記者会見で、「巨大地震はいつ発生するかわからない。関係省...

・千島・日本海溝　巨大地震対策報告書公表　死者８割減へ防災対策強化を、「臨時情報」は見送り
＜産経ニュース　2022 年 3 月 22 日＞
https://www.sankei.com/article/20220322-7V3WSCZY4VNIZC3WYE6ZU7KLEA/
北海道から東北地方の太平洋沖に延びる千島海溝と日本海溝沿いで想定されたマグニチュード（M）９級の巨大地震について、政府の中央防災会議の作業部会は２２日、迅速な避難の徹底で死者を８割減らせるなどとして、防災対策の強化を求める報告書を公表した。積雪による避難速度低下や低体温症など、寒冷地特有の課題対策を強調。一方、住民に事前避難を呼びかける「臨時情報」の提言は見送った。政府は報告書に基づき、防災の基本計画などを見直し、各自治体が具体的な防災計画を策定する。
政府が昨年１２月に公表した日本海溝・千島海溝地震の被害想定は、Ｍ９級の巨大地震で北海道や岩手県の一部を高さ３０メートル近い津波が襲って最大１９万９千人が死亡、経済被害は最大３１兆３千億円に及ぶなどとした。
今回の報告書は、被害を最も低く抑えるには津波からの早期避難が有効だとして、避難路や避難施設の整備を重視。避難路は、積雪や路面凍結で歩行速度が落ちないよう、屋根や壁を設置すると効果的だと指摘した。最大４万２千人とみられる低体温症の要対処者を減らすため、津波避難タワーなどに防寒具や暖房器具を備えることも

提言した。
また、早期避難には住民の避難意識の向上が不可欠だとして、学校教育での避難マップ作成や避難タワーでの避難訓練など、防災教育や訓練の大切さも指摘。このほか、最大２２万棟が全壊・焼失すると想定される建物被害の軽減には、積雪の重さも考慮した耐震化の推進や、強い揺れを検知して作動する電気ブレーカーの普及が重要とした。
作業部会では、南海トラフ巨大地震が発生する可能性が高まった際に住民に事前避難を呼びかける「臨時情報」と同様の制度も議論した。だが、現時点では日本海溝・千島海溝地震の発生メカニズムに不明な点が多く、報告に盛り込むのは科学的に適切でないと判断。想定震源域などでＭ７以上の地震が発生した場合、後からＭ９級の巨大地震が起きる可能性に備え、住民に安全な避難場所・避難経路の確認や水や食料の確保などを呼びかける仕組みを提言するにとどめた。

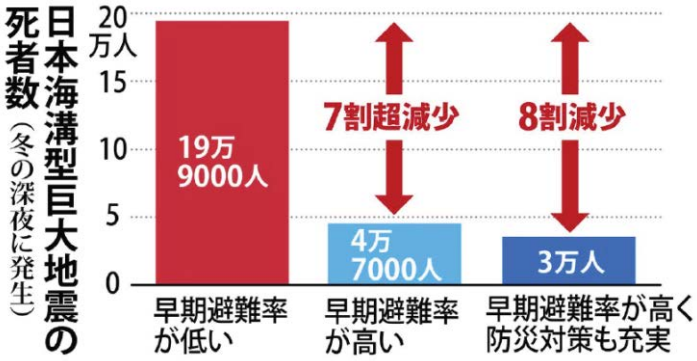

****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y1ZHOt2BWB5cetFY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-GVOCe6yay1vSaJY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2kdWK8yQSQ9Nb4BY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Mcu_-g2Q44aflxKjY

[対策・予防]
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 37 号）
［官報］　令和 4 年 3 月 22 日　特別号外　第 33 号　1～4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220322/20220322t00033/20220322t000330001f.html
○厚生労働省令第 37 号
　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規 則の一部を改正する省令を次のように定める。
　令和 4 年 3 月 22 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之
　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）
―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ⑴の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和四年六月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

２　（略）

３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「⑸に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ⑴(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和三年六月三十日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和四年六月三十日まで）」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。

４・５　（略）

６　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から令和四年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる休業等の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一・二　（略）

三　令和四年三月一日から同年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が九千円を超えるときは、九千円に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

７～10

11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項並びに第十七条の二の五第二項第二号において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項及び第十七条の二の五第二項第二号において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について特措法第三十二条第一項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中に判定基礎期間の初日がある休業等（令和三年一月八日から令和四年六月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等に対する第六項の適用については、同項第一号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万三千五百円」とあるのは「一万五千円」と、同項第二号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万一千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第三号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「九千円」とあるのは「一万五千円」とす

る。

12　（略）

13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中に判定基礎期間の初日がある休業等（令和四年六月三十日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等に対する第六項の適用については、同項第一号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万三千五百円」とあるのは「一万五千円」と、同項第二号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万一千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第三号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「九千円」とあるのは「一万五千円」とする

14　（略）

15　新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて、特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から令和四年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に対する第六項の適用については、同項第一号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万三千五百円」とあるのは「一万五千円」と、同項第二号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万一千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第三号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「九千円」とあるのは「一万五千円」とする。

16　（略）

17　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項本文中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和四年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等の実施日数を加えた日数」とする

18　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和四年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある教育訓練に係る同号の適用については、同号イ⑵(ii)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。

19　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和四年六月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。

20　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 38 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 22 日　特別号外　第 33 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220322/20220322t00033/20220322t000330005f.html

○厚生労働省令第 38 号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 22 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金）

第三条　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和四年六月三十日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。

２　（略）

３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。

一・二　（略）

三　令和四年一月一日から<u>同年六月三十日</u>までの間八千二百六十五円

４～10　（略）

附　則

第三条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から<u>令和四年六月三十日</u>までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から<u>令和四年六月三十日</u>までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。

２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から令和四年六月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から令和四年六月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間及び申請期限について
＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-md2C-ywaS9tSKBY

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について
＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7nNiH_ikfTt5WHRY

****

[3] *廃棄物関係*

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 31 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 18 日　本紙　第 597 号　7 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220318/20220318h00697/20220318h006970007f.html

---

◇油脂分解能力高い新種細菌　廃水処理装置を商品化　福井県立大と企業

＜朝日新聞　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3P74LNQ3JPISC008.html

食肉加工場などから出る動物系油脂の多い廃水を微生物の力で浄化する装置を、福井県立大学と民間企業が共同開発した。開発の過程では、極めて能力が高い新種の細菌を福井市内の水路で発見し、微生物特許の出願につなげた。関係者は「今後も廃水の性質に適した微生物を見つけていく」と話している。

開発したのは県立大の木元久教授（57）=分子生物学=らと、食品工場の廃水処理プラント設計施工・管理を主とする福井市の「クォードコーポレーション」。木元教授が廃水処理に適した微生物の選定を、クォードが微生物を活用するシステムの開発を手がけ、1 月に販売を始めた。

2019 年から共同研究を始めた木元教授は、クォード側の依頼内容が油脂分を多く含む食品工場の廃水処理だったことから、食肉加工場周辺の流水域で元気に活動する微生物を狙って採取。その中から、キネレティア属の新種細菌を発見し、「E2 株」と命名した。

E2 株を実際の廃水処理施設へ投入して試したところ、水の汚れを測る指標の一つ、全有機体炭素の値が他社製品に比べて 2 分の 1 から 3 分の 1 に改善した。「本当に 1 種類の細菌だけで、これほど効果があるのか自信が持てなかった。そのため、試験が実際の設備を使うまでに大きくなった」と木元教授。

油脂の分解だけでなく、浮遊物を沈める能力も高いため、通常は必要な廃水中の油脂を固めて除去する作業や薬剤を使った沈殿処理も不要になり、除去した油脂の処理費、薬剤費、電気代などのコスト削減にもつながるという。

クォードはE2株の原液を商品化し、株を培養しながら投入する設備も開発した。同社の石本直也執行役員(50)は「今後も共同研究を続け、各食品会社の廃水に合う商品を増やしたい」と話している。

キネレティア属の細菌は、世界中でイスラエルのガリラヤ湖からしか発見例がなく、今回のE2株が同属では2例目となるという。木元教授は、今秋には新種発見を学会で発表して論文にまとめる。

****

[4] ***温暖化対策関係***

◇脱炭素、42都道府県が新事業　住宅の省エネやEV普及

＜共同通信　2022年3月19日＞　https://nordot.app/877884933510725632?c=39546741839462401

政府が50年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標を掲げたのを受け、自治体の動きが活発化している。共同通信が19日まとめた集計では、42都道府県が22年度当初予算案に新規の脱炭素事業を盛り込んだ。目立ったのは、住宅・公共施設の省エネ化や、EVの普及。

長野は、まきストーブや太陽光発電などを備え、基準を満たした住宅は新築で最大150万円、リフォームで最大100万円を補助する。福岡は既存住宅の断熱性能を高める改修に120万円まで助成する。

新潟は県庁舎へ太陽光発電施設や蓄電池を設置する。千葉や鳥取、島根などは、庁舎や公立学校の照明をLEDに切り替える。

****

[5] ***環境安全関係***

◇（仮称）山形県飽海郡遊佐町沖着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022年3月22日＞　https://www.env.go.jp/press/110766.html

◇全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について（令和３年度）

＜環境省　2022年3月22日＞　https://www.env.go.jp/press/110760.html

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇福島県浜通り地域における脱炭素まちづくりを進めるため、再生可能エネルギーの導入等に係るプロジェクトを公募します。～令和4年度「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業～

＜環境省　2022年3月22日＞　https://www.env.go.jp/press/110783.html

◇インフラメンテナンスの優れた取組や技術開発を募集します！

＜厚生労働省　2022年3月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yldGO9yAWR9deNBY

****

[7] ***その他省庁発表***

◇3月22日は電力需給が厳しくなる見込みのため東京電力管内で節電のご協力をお願いします【需給ひっ迫警報】

＜経済産業省　2022年3月22日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220321001/20220321001.html?from=mj

◇本日、東京電力管内及び東北電力管内の電力需給が極めて厳しくなっているため、より一層の節電へのご協力をお願いします　【需給ひっ迫警報（第2報）】

＜経済産業省　2022年3月22日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220322007/20220322007.html?from=mj

---

◇日本産業規格(JIS)を制定・改正しました（2022年3月分）

＜経済産業省　2022年3月22日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220322002/20220322002.html?from=mj

◇日本産業規格（経済産業省）

［官報］ 令和４年３月 22 日　号外　第 58 号　64 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220322/20220322g00058/20220322g000580064f.html

令和４年３月 22 日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条の規定に基づき公示する。

令和４年３月 22 日　　経済産業大臣　　萩生田光一

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

―関係分のみ抽出、掲載した。＜ACSES 事務局＞―

排ガス中の水銀分析方法	K0222
検知管式ガス測定器	K0804
アニリン（試薬）	K8042
エチレングリコール（試薬）	K8105
塩化ナトリウム（試薬）	K8150
ヘキサクロロ白金（Ⅳ）酸カリウム（試薬）	K8163
過塩素酸（試薬）	K8223
酢酸エチル（試薬）	K8361
シクロヘキサン（試薬）	K8464
臭素（試薬）	K8529
硝酸バリウム（試薬）	K8565
炭酸カリウム（試薬）	K8615
炭酸水素カリウム（試薬）	K8621
炭酸水素ナトリウム（試薬）	K8622
4－ニトロフェノール（試薬）	K8721
ヘキサシアニド鉄（H）酸カリウム三水和物（試薬）	K8802
ほう酸（試薬）	K8863
硫酸ナトリウム（試薬）	K8987

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 18 号）

［官報］ 令和４年３月 22 日　号外　第 58 号　7～28 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220322/20220322g00058/20220322g000580007f.html

○農林水産省令第 18 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 22 日　　農林水産大臣　　金子原二郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

以下

―別表一、一の二、二、二の二、付表：省略―

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

◇大学院設置基準等の一部を改正する省令（文部科学省令第６号）

［官報］ 令和４年３月 22 日　号外　第 58 号　4～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220322/20220322g00058/20220322g000580004f.html

○文部科学省令第６号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学院設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 22 日　　文部科学大臣　　末松　信介

大学院設置基準等の一部を改正する省令

（大学院設置基準の一部改正）

第一条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（大学設置基準の準用） **第十五条**　大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者	（大学設置基準の準用） **第十五条**　大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合

が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。	を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第二条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（特別の課程の履修等） **第十三条の二**　専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該専門職大学院における授業科目の履修とみなし、専門職大学院の定めるところにより単位を与えることができる。 ２　前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専	［条を加える。］

門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。	
（入学前の既修得単位の認定） **第十四条**　専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	（入学前の既修得単位の認定） **第十四条**　専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。	２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。
（特別の課程の履修等） **第二十一条の二**　法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該法科大学院における授業科目の履修とみなし、法科大学院の定めるところにより単位を与えることができる。	［条を加える。］
２　前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。	
（入学前の既修得単位の認定） **第二十二条**　法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	（入学前の既修得単位の認定） **第二十二条**　法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことので	２　前項の規定により修得したものとみなすことので

きる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。	きる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。
（法学既修者）	（法学既修者）
第二十五条　［略］	**第二十五条**　［略］
２　［略］	２　［略］
３　第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第一項及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は第二十一条の二第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。	３　第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。
（特別の課程の履修等）	
第二十七条の二　教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該教職大学院における授業科目の履修とみなし、教職大学院の定めるところにより単位を与えることができる。	［条項を加える。］
２　前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。	
（入学前の既修得単位の認定）	（入学前の既修得単位の認定）
第二十八条　教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	**第二十八条**　教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。	２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、七前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（学校教育法施行規則の一部改正）

第三条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第百六十四条　［略］ ２～４　［略］ ５　大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。 ６・７　［略］	**第百六十四条**　［略］ ２～４　［略］ ５　大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。 ６・７　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第四条　専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の専門職大学院設置基準第二十二条第二項中「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に改める。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十二条第二項本文中「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を、「第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に、同項ただし書中「前条第一項」を「第二十一条第一項及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 146 回労働政策審議会安全衛生分科会（資料）　　３月 23 日

＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2kdWK8yQSQ9NaQBY

（１）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱等について（諮問）

（２）労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（３）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令について

（４）石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の改正について

（５）その他

・令和３年度第 10 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会／化学物質審議会第 215 回審査部会／第 222 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会　　3 月 25 日

＜経済産業省　2022 年 3 月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44248

1. 新規化学物質の審議について

2. その他

・産業構造審議会保安・消費生活安全分科会火薬小委員会の第１回火薬類保安ワーキンググループ

3 月 28 日

＜経済産業省　2022 年 3 月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44250

1. 最近の火薬類取締法関連事故等について

・第 74 回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　３月２８日

＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y1ZHOt2BWB5cf1FY

（１）個別の労災請求事案に係る医学的事項について

・福島労働局事案（２件）

・茨城労働局事案

・東京労働局事案

（２）その他

・令和４年４月の中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会及び同小委員会審査分科会の開催について　　４月 11、18、21、27 日

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110765.html

医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会（第 17 回）の開催について

３月２９日

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110763.html

（１）今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について

（２）その他

・第 31 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の開催について　　３月 30 日

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110781.html

（１）高濃度 PCB 廃棄物処理の進捗状況について

（２）低濃度 PCB 廃棄物の処理促進に向けた取組について

（３）高濃度 PCB 廃棄物処理施設の解体・撤去について

（４）その他

・中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会（第 13 回）の開催について　　３月 30 日

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110774.html

（１）減容・再生利用技術開発戦略に基づく取組状況について

（２）その他

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会底層溶存酸素量類型指定専門委員会(第２回)の開催について

３月 25 日

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110761.html

（１）底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（第二次報告案）

(伊勢湾及び大阪湾に係る類型指定案)

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（ペーパーレス）資料　　３月23日

＜厚生労働省　2022年3月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yldGO9yAWR9df1BY

（１）食品用器具及び容器包装におけるポジティブリスト制度について

（２）その他

・第 60 回 新開発食品調査部会　　3 月 28 日

＜内閣府　2022 年 3 月 22 日＞

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/shinkaihatu/bukai/060/kaisai/index.html

「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について

・第 27 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会　資料　　３月２３日

＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7nNiH_ikfTt5XfRY

（１）　重点感染症に係るワクチンの開発について

（２）　海外製の季節性インフルエンザワクチンについて

（３）　ワクチンの流通情報の基盤整備に向けた検討会の報告書について

（４）　その他

・第５回産業構造審議会産業技術環境分科会グリーントランスフォーメーション推進小委員会／総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 2050 年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会合同会合　　3 月 23 日

＜経済産業省　2022 年 3 月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44247

1. エネルギーを起点とした産業のグリーントランスフォーメーションの検討状況及び有識者等からのヒアリング

・カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会（第３回）　　3 月 24 日

＜経済産業省　2022 年 3 月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44131

1. カーボン・クレジット・レポート（案）

・持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム(APFSD)サイドイベント「海洋マイクロプラスチック規制に向けたワンヘルス・アプローチ：アドボカシーから行動へ」の開催について　　３月 28 日

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110734.html

・中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会（第 20 回）の開催について

３月 28 日

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110786.html

（１）ポリシーミックスとしてのカーボンプライシングの方向性

（２）その他

・中央教育審議会大学分科会（第 166 回）の開催について　　3 月 28 日

＜文部科学省　2022 年 3 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/age3ac4Yn7bxspbM

1. 質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ)」について

2. 次期教育振興基本計画について

3. 高等教育行政に関係する政府の諸会議の動向について

4. その他

[開催記録、報告、資料等]

・ワクチンの流通情報の基盤整備に向けた検討会（報告書）

＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-md2C-ywaS9tTyBY

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24653.html

https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000916026.pdf

・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第 11 回）配布資料　　3 月 16 日

＜文部科学省　2022 年 3 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/age3ac4Yn7bxspbK

1. 「もんじゅ」サイトにおける新たな試験研究炉の検討状況について
2. 日本原子力研究開発機構におけるＪＭＴＲ後継炉検討委員会の活動状況について
3. その他

****

[9] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 57 例目）

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110816.html

・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 56 例目）

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110814.html

・福島県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 34 例目）の野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110804.html

・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220322_2.html

---

◇*その他*

・評議員会が理事会監督へ　学校法人ガバナンス改革、有識者会議が終結

＜朝日新聞　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3Q6Q7SQ3QUTIL024.html

学校法人のガバナンス（統治）強化策を検討してきた文部科学省の有識者会議は 22 日、理事会に対する評議員会の監督権限の強化などを盛り込んだ報告書案を了承し、議論を終えた。文科省はこの提案を踏まえて私立学校法改正案をまとめ、今国会に提出することをめざす。

報告書案は、現行制度で理事長の諮問機関とされている評議員会に、理事の解任権限を限定的に与えるとした。法令違反など問題のある理事について評議員会が理事会などに解任請求し、放置された場合は訴訟を起こせるようにする。現行では可能となっている理事と評議員の兼任も原則禁止するが、適任者探しが難しい小規模法人などについては移行措置を設ける。

また、大学や短大などを持つ法人が法人の解散や合併などの重要事項を決める際は、理事会に加えて評議員会の議決を必須とする。私立学校法に贈収賄罪や特別背任罪を新設することも盛り込まれた。

****

[付録]

◇療養費の改定等について

＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2kdWK8yQSQ9NaUBY

・医療法施行令の一部を改正する政令（政令第 68 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 18 日　本紙　第 597 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220318/20220318h00697/20220318h006970002f.html

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和４年３月18日

内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第68号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三十条の十五第一項並びに」を削り、「第三十条の十六第二項」の下に「、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項」を加え、同条第三項中「第三十条の十五第一項及び」を削り、「第三十条の十六第二項」の下に「、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項」を加える。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　　岸田　文雄

厚生労働大臣　　後藤　茂之

・複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件（厚生労働省告示第74号）

［官報］　令和４年３月18日　号外　第57号　1～8頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220318/20220318g00057/20220318g000570001f.html

---

・厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第75号）

［官報］　令和４年３月18日　号外　第57号　8～142頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220318/20220318g00057/20220318g000570008f.html

---

・厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（厚生労働省告示第76号）

［官報］　令和４年３月18日　号外　第57号　　142～147頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220318/20220318g00057/20220318g000570142f.html

---

・厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（厚生労働省告示第77号）

［官報］　令和４年３月18日　号外　第57号　147～234頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220318/20220318g00057/20220318g000570147f.html

---

・厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働省告示第78号）

［官報］　令和４年３月18日　号外　第57号　234～272頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220318/20220318g00057/20220318g000570234f.html

********** 以上 **********